

答申第 773 号

諮問第 1241 号

件名：愛知県教育委員会から入手した文書（不当要求に関するもの）等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 25 年 8 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 9 月 3 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

開示請求に各割る文書は、A さんが教育委員会職員であった時期に、直接係っているから、行政文書として、子育て支援課に存在する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求は、平成 25 年 8 月 21 日付けの 9 件の開示請求書によってなされたものである。本件開示請求書には、いずれも「子育て支援課に対する開示請求」と明記されていた。よって、本件請求対象文書は、愛知県健康福祉部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）が管理する文書のうち、次の文書であると解した。

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）から文書 8 までについて

文書 1 から文書 8 までの文書は、愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）から入手した文書のうち、それぞれ不当要求に関するも

の、発達障害児の定義に関するもの、知的障害の定義に関するもの、知的障害児の定義に関するもの、自閉症の定義に関するもの、自閉症児の定義に関するもの、学習障害の定義に関するもの及び学習障害児の定義に関するものが記載されている文書であると解した。

イ 文書 9 について

文書 9 は、教育委員会学習教育部特別支援教育課から入手した文書のうち、開示請求権の濫用に関するものが記載されている文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

不当要求に関する規定としては、県行政に対する不当要求に対し、組織的に対処することにより、不当要求行為による被害を防止し、県の事務事業の円滑かつ公正な執行と職員の安全を図ることを目的として、愛知県不当要求行為対策要綱（平成 16 年 7 月 1 日付け 16 人第 129 号総務部長通知。以下「要綱」という。）が定められている。

不当要求に関する事務は、要綱第 4 条の規定に基づき、不当要求行為防止責任者を各所属で設置して行うものであるが、要綱第 5 条において、不当要求行為による被害の防止に関し、基本となる事項を協議するために愛知県不当要求行為対策委員会（以下「委員会」という。）を設置することとされており、委員会の委員は、各部局の主管課長等をもって充てられ、委員会の庶務は、要綱第 9 条の規定により、愛知県総務部人事担当局人事課（当時。以下「人事課」という。）において処理することとされている。

また、部局内の不当要求行為に関する対応等の事務は、要綱第 10 条において、各部局の主管課長が処理することとされており、要綱第 11 条において、不当要求行為に関する報告は、主管課長を経由して、総務部人事担当局長（当時）に報告するものとされている。

したがって、仮に、不当要求に関する文書を取得することがあるとしても、人事課又は健康福祉部の主管課である愛知県健康福祉部健康福祉総務課（以下「健康福祉総務課」という。）から入手するものであり、教育委員会から取得することはない。

念のため、子育て支援課において、文書 1 の有無について探索したが、存在しなかった。

イ 文書 2 から文書 8 までについて

子育て支援課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）第 8 条第 8 項（当時）で、児童の保育及び健全育成に関すること、児童手当に関すること（職員厚生課の事務分掌事項を除く。）並びに少子化対策の総合的な調整に関することと規定されてい

る。

子育て支援課において実施されている事務のうち、障害児（発達障害、知的障害、自閉症、学習障害）に関係する事務としては、本件開示請求がなされた当時は障害者保育を実施するために必要な保育所の改修等に対する補助に関する事務（保育対策促進事業費補助金にある保育環境改善事業）があったものの、当該事務において発達障害児等の定義が必要となることはなかった。

よって、教育委員会から発達障害児の定義に関するもの、知的障害の定義に関するもの、知的障害児の定義に関するもの、自閉症の定義に関するもの、自閉症児の定義に関するもの、学習障害の定義に関するもの及び学習障害児の定義に関するものが記載された文書を取得することはない。

念のため、子育て支援課において、文書 2 から文書 8 までの文書の有無を探索したが、存在しなかった。

ウ 文書 9 について

子育て支援課における行政文書又は個人情報の開示（以下「行政文書等の開示」という。）に係る事務手続については、愛知県情報公開事務取扱要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）又は愛知県個人情報保護事務取扱要領（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 広報第 1021 号県民生活部長通知）に基づき実施している。子育て支援課では、現在のところ行政文書等の開示に係る請求に対して、開示請求権の濫用であるか否かを検討したことはないため、開示請求権の濫用について記載された文書が必要となったことはない。

念のため、子育て支援課において、文書 9 の有無を探索したが、存在しなかった。

- (3) 以上のことから、本件請求対象文書を取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不開示（不存在）決定とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説

明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

当審査会において、実施機関から提出された要綱を見分したところ、委員会の庶務は人事課において処理することとされ、部局内の不当要求行為に関する対応等の事務は各部局の主管課長が処理することとされ、不当要求行為に関する報告は主管課長を経由することとされていることが認められた。

委員会の庶務は人事課が処理することとされており、子育て支援課が所属する健康福祉部における主管課が健康福祉総務課であることからすれば、仮に、子育て支援課が不当要求に関する文書を取得することがあるとしても、人事課又は健康福祉総務課から取得するものであり、教育委員会から取得することではなく、文書 1 を取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書 2 から文書 8 までについて

実施機関によると、子育て支援課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則第 8 条第 8 項（当時）において、児童の保育及び健全育成に関すること、児童手当に関すること（職員厚生課の事務分掌事項を除く。）並びに少子化対策の総合的な調整に関することとされており、障害児に係る事務としては、本件開示請求がなされた当時は保育対策促進事業費補助金にある保育環境改善事業に係る事務があったものの、当該事務において発達障害児等の定義が必要となることはなかったとのことである。

当該事務において発達障害児等の定義が必要となることがないのであれば、文書 2 から文書 8 までの文書を取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 文書 9 について

実施機関によると、子育て支援課においては、行政文書等の開示請求に対して、開示請求権の濫用であるか否かを検討したことはないため、開示請求権の濫用について記載された文書が必要となったことはないとのことである。

子育て支援課において、行政文書等の開示請求について、開示請求権の濫用であるか否かを検討したことがないのであれば、文書 9 を取得してお

らず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

子育て支援課に対する開示請求

文書1 愛知県教育委員会から入手した文書（不当要求に関するもの）平成24年度～25年度

文書2 愛知県教育委員会から入手した文書（発達障害児の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書3 愛知県教育委員会から入手した文書（知的障害の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書4 愛知県教育委員会から入手した文書（知的障害児の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書5 愛知県教育委員会から入手した文書（自閉症の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書6 愛知県教育委員会から入手した文書（自閉症児の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書7 愛知県教育委員会から入手した文書（学習障害の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書8 愛知県教育委員会から入手した文書（学習障害児の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書9 愛知県教育委員会特別支援教育課から入手した文書（開示請求権の濫用に関するもの）平成24年度～25年度

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 1. 7	諮問
26. 6. 23	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 7. 4	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 3. 26 (第 453 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27. 9. 1 (第 466 回 審査会)	審議
28. 3. 7 (第 483 回 審査会)	審議
28. 5. 13	答申